

カナダ関連資料

カナダ特許規則の改正（案）に鑑み特許実務家が留意すべき事項  
（2019年の後半に発効予定）

2018年12月25日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

2018年12月1日、カナダ政府は、官報において新たな特許規則（案）を公示しました。これは、カナダ特許規則の改正を行うために必要な最後のステップの一つです。

特許規則（案）によれば、カナダ特許法および特許プラクティスに関するものが多く、その多くは、**PLTの批准、権利喪失の危険性の最小限化**に関するものです。

特許規則（案）に対して、30日間の"public consultation"が設定されています。その後、最終の特許規則が、カナダの官報（"Canada Gazette, Part II"）において公示され、**2019年の後半に発効**する予定です。

特許規則（案）の主な内容と留意すべき事項について、以下に説明します。

**【全6頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。